

MAYER | BROWN

JETROウェビナー用資料

米国の経済安全保障関連法令の最新の動き

2023年3月29日(日本) / 3月28日(米国)

伊藤 嘉秀

ワシントンD.C.事務所
パートナー

+1 202 263 3490

yito@mayerbrown.com

本日の報告のポイント

- ワシントンでは、米中間の戦略的対立関係は、当面益々深化していき、場合によっては、限定的ながらも武力が絡んだ衝突が生じるリスクも考慮すべきとの議論もある。
- 特に、中国のロシアとの関係の展開内容によっては、追加的な対中国制裁などにより、さらに対立が先鋭化していくことが懸念される。
- 米国内(特にワシントン)では、中国との競争関係上、米国の優位性を如何に維持していくか、との視点を基軸に米国の安全保障と対外政策が議論されている。
- 米政府の広範囲の分野における政策は、中国との関係を念頭に置き、検討され始めている。
- 輸出管理や投資規制などは、その一面に過ぎない。

本日の報告のポイント

- 米国の政策や具体的な施策の検討にあたっては、「対立関係においては、技術と情報を制する者が、優位に立ち、影響力を有することになる」との基本認識。
- したがって、米国では、今後、対中関係において、如何に技術と情報の優位性を維持していくのか、との観点から、様々な法律が制定され、行政・外交が展開されていくものと思われる。
- 米国にとり、日本は、価値観を共有する、最も信頼し得る同盟国の一つとして位置付けられていることから、政府レベルでの安全保障問題、対中戦略は益々緊密に調整が行われていくため、民間企業に対しても、安全保障を理由とした様々な規制や指導が行われるものと思われる。

本日の報告項目

- I. 多岐にわたる米国の(経済)安全保障に関連する主要な法令
- II. 輸出管理法令(特に中国との関連)
- III. 強制労働を理由とした輸入規制 (特にウイグル強制労働防止法関連)
- IV. 米国企業買収・直接投資にかかる審査 (特にハイテク分野との関連)
- V. 対外投資規制に向けた動き

1. 多岐にわたる米国の(経済)安全保障 に関連する主要な規制分野・法令

I. 多岐にわたる(経済)安全保障関連の主要な規制分野・法令

米国では、以下を含む広範囲な諸側面から(経済)安全保障を念頭においた各種規制分野・法令が存在。

- 輸出管理
- 米国(事業)への(直接)投資規制
- 輸入規制
- U.S. person(注)等による投資に関する規制
- 政府調達規制
- 特許申請手続

(注) U.S. person とは、一般に、米国籍若しくは米国永住権を有する個人、米国内の法令に基づき設立されている法人、その他の米国内の者(米国内に居る外国人、米国内で活動している外国の組織等を含む。)

1. 多岐にわたる(経済)安全保障関連の主要な規制分野・法令

(経済)安全保障を念頭においた各種規制分野・法令 (続き)

- 通信・放送事業関連規制
- 証券取引規制
- 情報・通信技術及びサービスのサプライチェーン管理 (サイバーセキュリティの管理を含む)
- サプライチェーンの安全・多様性を確保するための管理
- 基幹電力システムの安全を確保するための管理
- その他のインフラに関連する管理
- ロビイング、広報活動規制、他。

I. 多岐にわたる(経済)安全保障関連の主要な規制分野・法令

米国では、前述の各種経活動に対する規制の枠組みに加え、以下を含む経済制裁のための様々な措置によっても、安全保障の確保に努めている。

- サイバー攻撃を行う者に対する制裁
- (中国企業により開発・管理されたアプリ、他のソフトウェアの使用制限・禁止) → EO 14034 接続ソフトウェア対策大統領令

<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2021-06-11/pdf/2021-12506.pdf>

II. 輸出管理法令 (特に中国との関連)

II. 輸出管理法令 (特に中国との関連)

A. 背景 – さらに深刻化する米中対峙関係

2023年

- 1月3日 第118連邦議会開始(上院は民主党、下院では共和党が多数となる。)
- 1月10日 議会下院「米国と中国共産党との間の戦略的競争に関する特別委員会」創設
- 1月18日 イエレン米財務長官と劉中国副首相の対面による会談(スイスで)
- 2月3日 ブリンケン国務長官、中国訪問延期を発表
- 2月4日 中国の気球が米大陸上空を飛行後、大西洋上で米軍により撃墜
- 2月9日 中国の偵察気球を非難する下院決議の可決

II. 輸出管理法令 (特に中国との関連)

A. 背景 – さらに深刻化する米中対峙関係

2023年

- 2月22日 王毅共産党中央政治局委員がロシアを訪問し、プーチン大統領、ラブロフ外相と会談
- 2月24日 中国外務省、ウクライナ危機に関する中国の立場を表明
- 2月28日 米議会上院銀行・住宅及び都市問題委員会による「制裁、輸出管理、及び他の経済手段による国家安全保障及び外交政策の推進」と題する公聴会の開催
- 2月28日 米議会下院「米国と中国共産党の間の戦略的競争に関する特別委員会」の公聴会開催

II. 輸出管理法令 (特に中国との関連)

B. 先端半導体関連対中国輸出管理強化

(a) 輸出管理規則(EAR)改正に関する公式発表

2022年10月7日

米商務省（BIS）は、中国が軍民融合戦略により、軍事転用可能な高度な技術を取得し、米国の安全保障や外国政策上の利益に反する動きを示していることに對抗するため、EARを改正し、対中輸出規制を強化するための暫定最終規則を公告。（10月28日に追加説明・資料の公表）

<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/about-bis/newsroom/press-releases/3158-2022-10-07-bis-press-release-advanced-computing-and-semiconductor-manufacturing-controls-final/file>

<https://www.bis.doc.gov/index.php/about-bis/newsroom/2082>

II. 輸出管理法令 (特に中国との関連)

B. 先端半導体関連対中国輸出管理強化

(b) 背景・政策目的

- 米国は、異なる価値観を有し、影響力の増大を図っている中国が、「軍民融合」戦略を推進することにより、米国の安全保障と外交政策に対する脅威となっていると認識。
- 米国は、中国の軍事力強化を含むあらゆる側面での影響力の増大に対処するため、包括的な国家安全保障戦略に基づき、各種対中国政策の推進に努めている。
- 2018年には、輸出管理改革法を制定し、中国を念頭に新興技術、基盤技術等の輸出管理強化を含む輸出面での基本政策を規定。
- 10月7日の輸出管理規則の改正は、この一環として、中国軍の活動を支えるAI技術に不可欠な先端半導体、半導体製造装置、スーパーコンピュータ等の中国への供給を閉ざすことを図ったもの。

II. 輸出管理法令 (特に中国との関連)

B. 先端半導体関連対中国輸出管理強化

(c) 主要なEAR改正項目の全体像:

- (1) 先端コンピューティング半導体 (Advanced Computing Chips) の輸出管理、
- (2) 上記(1)を含むコンピュータ製品 (Computer Commodities) の輸出管理、
- (3) 上記(1)または(2)に関連する「ソフトウェア」および「技術」の輸出管理、
- (4) 新たに管理対象となった先端コンピューティング特定品目に適用される「許可例外 (License Exception)」規定、
- (5) 新たな「外国直接製品ルール (Foreign Direct Product Rule)」の追加、
- (6) スーパーコンピュータのエンドユース及びエンドユーザー管理、

II. 輸出管理法令 (特に中国との関連)

B. 先端半導体関連対中国輸出管理強化

(c) 主要なEAR改正項目の全体像 (続き) :

- (7) Entity List の改正、
- (8) 半導体製造に関連する輸出管理強化、
- (9) 半導体製造に関連するエンドユース管理、
- (10) 半導体製造に関連する許可 (license) 申請の扱い、
- (11) (EAR対象外の品目が関与する) 中国での先端半導体「開発」、「生産」等に資する「U.S. person」の活動管理、ならびに
- (12) Unverified List (未検証者リスト) の改正及びEntity List 掲載要件の明確化

II. 輸出管理法令 (特に中国との関連)

B. 先端半導体関連対中国輸出管理強化

(d) 影響

- (1) 米国内の半導体メーカー、半導体製造装置メーカーの対中国輸出減、
- (2) 米国先端半導体、米国技術、ソフトウェア等を利用する米国外のメーカーの対中国輸出の抑止、
- (3) 米国外の主要国等（オランダ、日本、韓国、台湾）での類似の対中国輸出管理強化に向けての動き、
- (4) 米国、主要国等での先端技術開発への中長期的影響、
- (5) 中国内での独自開発の促進。

II. 輸出管理法令 (特に中国との関連)

B. 先端半導体関連対中国輸出管理強化

- (e) 今後想定される半導体関連以外の分野での対中国輸出管理強化分野
 - (1) 量子技術 (quantum computing)
 - (2) バイオテクノロジー (biotechnology)
 - (3) 人工知能関連技術 (artificial intelligence: AI)
 - (4) 航空・宇宙関連技術 (aviation, space)

II. 輸出管理法令 (特に中国との関連)

C. 各種リストを利用した対中国輸出管理

- (a) EARの一部となっている各種リスト
 - i. Denied Persons List (取引禁止者リスト) → EAR対象品目が関与する取引禁止。
 - ii. Entity List (エンティティ・リスト、規制対象法人リスト) →取引を行う前に事前許可 (license) 取得義務あり。
 - iii. Unverified List (未検証者リスト) →取引前に (最終用途・使用者の認証) 追加的条件を満たす必要あり。許可例外 (license exception) 規定の適用不可。
 - iv. Military End User List (軍事最終使用者リスト) →米政府が軍事最終使用者として認定した者。特定品目の輸出、再輸出、国内移転前に許可取得義務あり。

<https://www.trade.gov/data-visualization/csl-search>

II. 輸出管理法令 (特に中国との関連)

C. 各種リストを利用した対中国輸出管理

(b) 中国企業が関連する各種リストの改正の動き

2022年2月7日 商務省産業安全保障局 (BIS) は中国の33社をUnverified Listに追加。

<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/about-bis/newsroom/press-releases/2905-2022-02-07-press-release-final-002-1/file>

2022年8月23日 米商務省 (BIS) は、米国の安全保障または外交政策上の利益に反する活動に従事している (またはその恐れがある) として、中国の航空宇宙および関連技術企業 7 社をEntity List に追加。

<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/about-bis/newsroom/press-releases/3121-2022-08-23-press-release-seven-entity-list-additions/file>

II. 輸出管理法令 (特に中国との関連)

C. 各種リストを利用した対中国輸出管理

(b) 中国企業が関連する各種リストの改正の動き (続き)

2022年12月16日 米商務省 (BIS) は、中国の 36 事業体について、米国の安全保障または外交政策上の利益に反する (またはその恐れがある) として、Entity List に掲載。

<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/about-bis/newsroom/press-releases/3196-2022-12-15-bis-press-release-entity-list-additions-and-unverified-list-modifications-1/file>

2023年2月10日 米商務省 (BIS) は、中国の6つの事業体をEntity List に追加。

<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/about-bis/newsroom/press-releases/3220-2023-02-10-bis-press-release-six-prc-entities-final-3/file>

II. 輸出管理法令 (特に中国との関連)

D. 対中国関連の法執行

(a) 2022年2月以降のEAR法執行面での動き

2022年5月26日 米陸軍航空関連ソフトウェアの違法輸出に関する刑事訴追。Beijing University of Aeronautics and Astronautics (BUAA) , which is also known as Beihang University.

<https://www.justice.gov/usao-ndca/pr/south-bay-resident-charged-smuggling-and-exporting-american-aviation-technology-beijing>

2022年6月8日 人工衛星、ロケット、防衛技術の中国への違法輸出

<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/about-bis/newsroom/press-releases/3023-2022-06-08-bis-press-release-quicksilver-rapid-cut-and-us-prototype-tdo/file>

II. 輸出管理法令 (特に中国との関連)

D. 対中国関連の法執行

(a) 2022年2月以降のEAR法執行面での動き

2022年8月8日 米商務省 (BIS) は、中国の大手ケーブルメーカーFar East Cable 社がEAR 違反の取引に関与していたとして、行政訴訟手続きを開始。

<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/about-bis/newsroom/press-releases/3111-08-08-2022-bis-press-release-far-east-cable-charging-letter/file>

II. 輸出管理法令 (特に中国との関連)

E. 第二次大戦後の輸出管理体制の変遷

米ソ冷戦時代	COCOM (対共産圏輸出統制委員会) 1949	<ul style="list-style-type: none"> 対共産圏への戦略物資輸出管理を目的
米ソ冷戦後	Wassenaar Arrangement (ワッセナー・アレンジメント) 1996.7 ~ 現在	<ul style="list-style-type: none"> 42か国が参加 (ロシアを含む。中国は不参加) 通常兵器及び関連汎用品・技術の輸出管理により地域の安定を目指す。テロリストへの流用防止も目指す。
	その他の枠組み	
中国の台頭	新たな輸出管理体制の必要性？	<ul style="list-style-type: none"> ロシアの参加によるワッセナーアレンジメントの限界 新たな国際秩序？

III. 強制労働を理由とした輸入規制 (特にウイグル強制労働防止法関連)

Ⅲ. 強制労働を理由とした輸入規制

A. 背景 -- 関税法307条

- 1930年関税法307条では、強制的な児童労働を含む「囚人労働」や「強制労働」、「年季奉公労働」を通じて米国外で(その一部又は全部が)採掘、生産、製造された商品の輸入を禁止している。
- 従来は、米国内での製品の消費が、国内生産能力を上回る場合には、輸入を認める免除措置が認められていた。
- 2016年2月24日に制定された「2015年貿易円滑化・貿易執行法」(オバマ大統領署名)により関税法が改正され、上記の免除措置に関する条項が削除されたため、関税法を執行する税関・国境警備局(CBP)は、強制労働に基づく輸入禁止が容易になった。

III. 強制労働を理由とした輸入規制

A. 背景 -- 関税法307条、CBPによる法執行

- 強制労働等を用いて生産された商品が米国に輸入されていること、又は、輸入される可能性がある者と承知する理由がある者(CBPの内外を問わない)は、その情報をCBP長官に届出ることができる。
- CBP長官は、調査を行い、違反商品保留命令(WRO)を発行すべき合理的な疑い(reasonable suspicion)があるかどうかにつき審査。
- 合理的な疑いがあれば、対象範囲内の全ての商品の米国輸入(通関)が禁止され、輸入者は、商品を輸出するか破棄するよう指示される。
- 輸入者は、商品引き留め日から3か月以内に、輸入が適正であること(輸入品が強制労働により生産されたものではないこと)を証明する機会が与えられる。
- 関税法違反の商品は、押収・没収の対象となる。307条の規定上、商品のごく一部が強制労働等により生産されたものでも、輸入禁止の対象となり得る。

III. 強制労働を理由とした輸入規制

A. 背景 -- 関税法307条、CBPによる法執行

- これまでWROの対象となった輸入品はCBPより公開されている。
<https://www.cbp.gov/trade/forced-labor/withhold-release-orders-and-findings>
- 中国からは(1991年10月以降2021年6月までの間に) 40件、WRO又は調査対象となっている。
- 日本からの輸入品についても、一件(ビデオゲーム及びコネクタ)がWRO(1994年6月)の対象となっている。(府中刑務所, Union Kogyou Co., Ltd.)

III. 強制労働を理由とした輸入規制

B. 関税法307条とウイグル強制労働防止法(UFLPA)の関係

- 2021年12月23日、ウイグル強制労働防止法(UFLPA) Pub. Law 117-78)成立。
<https://www.congress.gov/117/plaws/publ78/PLAW-117publ78.pdf>
- 1930年関税法307条をCBPが執行するにあたり、以下の商品は強制労働等により生産されたものと推定しなければならない旨規定。
 - (a) 新疆ウイグル自治区で(その一部若しくは全部が)生産等された物品等、及び
 - (b) 「タスクフォース」(注)が作成するリスト掲載者(組織)によりその一部若しくは全部が生産等された物品等。

(注) 米・墨・加協定(USMCA)施行法741条の規定を満たすため、2020年5月15日大統領令(EO 139231)に基づき設立されている、強制労働の監視をするためのタスクフォース(Forced Labor Enforcement Task Force)。 <https://www.dhs.gov/forced-labor-enforcement-task-force>

III. 強制労働を理由とした輸入規制

C. UFLPAタスクフォース作成リスト

- タスクフォース作成リスト掲載者(組織)
 - (i) 新疆ウイグル自治区において強制労働等により物品等を生産している組織のリスト、
 - (ii) 新疆ウイグル自治区の政府と共に、強制労働に従事させられる者の募集や移送等を行っている組織のリスト、
 - (iii) 上記 (i) 及び(ii)に記載された組織によりその一部又は全部が生産等された物品等のリスト、
 - (iv) 上記(iii)に記載された物品等を中国から米国に輸出した組織のリスト、
 - (v) 新疆生産建設兵団(XPCC)を含む、新疆ウイグル自治区等から原材料を仕入れた施設及び組織のリスト。

III. 強制労働を理由とした輸入規制

D. UFLPAの執行

2022年

4月8日 公聴会開催 <https://www.regulations.gov/comment/DHS-2022-0001-0192>

6月13日 輸入者のためのUFLPA運用ガイダンスの公表 <https://www.cbp.gov/document/guidance/uflpa-operational-guidance-importers>

6月17日 タスクフォースが [法執行のための] 「戦略」を議会に報告
https://www.dhs.gov/sites/default/files/2022-06/22_0617_fletf_uflpa-strategy.pdf

6月21日 UFLPA Entity Listの公告 <https://www.dhs.gov/uflpa-entity-list>

6月21日 輸入品に対するUFLPA規定(「強制労働推定」)の適用開始

8月4日 UFLPA Entity Listへの追加記載法人の公告 <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-08-04/pdf/2022-16754.pdf>

III. 強制労働を理由とした輸入規制

D. UFLPAの執行

2023年

1月30日 CBP2022年度活動報告： 強制労働問題の懸念のある3,605（8億1千6百万ドル相当）の貨物の通関停止。そのうち、UFLPAに基づくものは1,592件（約5億ドル相当）であったと公表。 <https://www.cbp.gov/newsroom/national-media-release/cbp-highlights-top-2022-accomplishments>

3月14日 これまでのUFLPA執行の実態に関するデータが公表。
<https://www.cbp.gov/newsroom/stats/trade/uyghur-forced-labor-prevention-act-statistics>

参考資料:

<https://www.cbp.gov/trade/forced-labor>

III. 強制労働を理由とした輸入規制

D. UFLPAの執行

UFLPA 執行対象とする優先度の高い品目

UFLPA条文で明記:

cotton;

tomatoes;

polysilicon;

UFLPA Strategyで追加的に明記:

apparel;

silica-based products, including the raw materials used to make aluminum alloys, silicones, and polysilicon,

IV. 米国企業買収・直接投資にかかる審査 (特にハイテク分野との関連)

IV. 米国企業買収・直接投資にかかる審査

A. CFIUS年次報告書

2022年8月2日 CFIUS年次報告書の公表

- 最多数の対米投資案件を審査(164 declarations; 272 notices)
- 272の事前通報(notices)案件のうち、44件が中国の投資家によるもの。
- 中国の投資家でdeclaration を提出したのは1件のみであった。
- 60 % の案件を所定の期限内に処理(declarationsについては30日以内、 noticesについては当初の45日以内)
- 大多数の案件につき、特段条件を付さずに審査終了。2021年に承認した案件のうち10%の案件につき、改善措置(mitigating measures)を求めた。
- 大統領による決定を求めた案件はなかった。

<https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy0904>

[CFIUS Reports Record Year in 2021, Including an Increased Focus on China | Perspectives & Events | Mayer Brown](#)

IV. 米国企業買収・直接投資にかかる審査

B. CFIUS 審査実施に関する大統領令 (EO 14083)

2022 年9月15日 Executive Order 14083

- CFIUS審査で外国の投資が米国の安全保障にリスクをもたらすか否かを判断する際考慮すべき要素や判断の基準等をより明確にするための大統領令。
- 以下を含む要素を検討すべき旨規定:
 - i. 重要なサプライチェーンの強靱性及びサプライチェーンに支障が生じた場合にもたらず脆弱性
 - ii. 取引が米国の技術の指導的地位を維持するための基礎となる生産能力、サービス、重要な鉱物、または技術が関与するものかどうか、
 - iii. 特定の分野または技術に関する、投資の流れ、傾向の継続によりもたらされるそれらの分野や技術への影響

IV. 米国企業買収・直接投資にかかる審査

B. CFIUS 審査実施に関する大統領令 (EO 14083)

2022 年9月15日 Executive Order 14083

- 以下を含む要素を検討すべき旨規定(続き):
 - iv. 投資によりもたらされるサイバーセキュリティへのリスクおよびそれが安全保障にもたらす影響、
 - v. 投資がU.S. personの機微な個人情報にもたらしうる影響、特に、個人の健康関連情報、デジタルアイデンティティ、その他生体データにアクセスしたり、それらを保存・保管する米国の事業にもたらしうる影響

<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-09-20/pdf/2022-20450.pdf>

<https://www.mayerbrown.com/en/perspectives-events/publications/2022/09/cfius-risk-factors-expanded-by-executive-order>

V. 対外投資規制に向けた動き

V. 対外投資規制に向けた動き

A. 背景・経緯

- 安全保障の観点から、対外投資規制を行う必要性は、2018年に輸出管理改革法(ECRA)や外国投資リスク審査近代化法(FIRRMA)の法案審議の過程でも指摘されていた。
- Bob Casey(民主党、ペンシルベニア州)及びJohn Cornyn(共和党、テキサス州)両上院議員は、対外投資を審査する制度を設けるNational Critical Capabilities Defense Act (NCCDA)を、CHIPS Act法案の一部となるよう提案していたが、最終的にはNCCDAは法案審議の過程でCHIPS Act法文から削除。
- 2022年10月に発表された国家安全保障戦略(National Security Strategy)で、安全保障の観点から、対外投資の審査の必要性を指摘。

V. 対外投資規制に向けた動き

A. 背景・経緯

- 2023年統合歳出法 (Consolidated Appropriations Act, 2023, P.L. 117-328, Sec. 4) は、米財務省に、米国からの対外投資から生じる安全保障への脅威に対処する制度の設立及び実施及びそのために今後3年間の期間に必要な資源につき、同法成立(2022年12月29日)から60日以内に議会に報告することを義務付け。
- 同法は、商務省に対して、財務省と協議のうえ、商務省が上記制度の中で果たし得る役割につき検討し、それに必要となる資源とともに、同様の報告を行うこと義務付け。
- 財務省及び商務省は、3月3日、議会に対して報告書(非公開)を提出。

V. 対外投資規制に向けた動き

B. 財務省及び商務省の対議会報告書

米財務省及び商務省が2023年統合歳出法に基づき、3月3日、議会に対してそれぞれ提出した報告書のポイント。

- バイデン政権は、米国の安全保障の脅威となるような、懸念国 (country of concern) の技術的な能力を高める、米国からの投資に対処する制度 (program) を検討している。
- 同制度は、現時点では、財務省が、商務省と調整しながら、実施することとなる見込みである。
- 同制度では、懸念国の軍事、および、軍民両用の技術の向上をもたらし得る投資に焦点が当てられる。
- 同制度が対象とする投資は、その性格から、既存の制度(輸出管理、制裁、その他の諸措置)の対象となっていない投資となる。

V. 対外投資規制に向けた動き

B. 財務省及び商務省の対議会報告書

米財務省及び商務省が2023年統合歳出法に基づき、議会に対してそれぞれ提出した報告書のポイント。(続き)

- 現在検討中のアプローチでは、米国の安全保障にとり重要な特定の先進技術の一部(sub-set)に関与している特定の組織・事業体への、米国からの対外投資に焦点を当てる。
- 措置として検討しているのは、特定の対外投資の禁止、乃至は、将来何らかの措置をとることを検討するための投資に関する情報の収集である。
- 現在、米国の投資家や事業に対する過度の負担を避けつつ、米国の資本や技術・経験が、米国の脅威になるような形で搾取されないようにするため、制度が対象とする投資の定義や範囲を明確にする作業を行っている。

V. 対外投資規制に向けた動き

B. 財務省及び商務省の対議会報告書

米財務省及び商務省が2023年統合歳出法に基づき、議会に対してそれぞれ提出した報告書のポイント。(続き)

- パートナー諸国や同盟諸国とも、同様の対策を講じることにつき、協議中である。
- 最終的な政策決定の内容については、近い将来公表する予定である。
- 一般からのコメントを求める期間を設ける。

V. 対外投資規制に向けた動き

C. 今後の見通し

- 2023年4月末ごろまでに、対外投資規制に関する大統領令(Executive Order)が発令される可能性大。
- 懸念国(countries of concern)の中には、中国が含まれることは確実であるが、その他の国(ロシア、北朝鮮、イラン、シリア、キューバ、ベネズエラ等)も懸念国に指定される可能性もある。
- 当面は、財務省が、パイロットプログラムの形式で、対外投資審査プログラムを実施し、パイロットプログラムがどのように機能するかを検討しながら、より永続的なプログラムに移行していく可能性大。
- 審査の対象となる可能性の高い投資分野は、半導体、量子コンピューティング、AI、バイオテクノロジー、重要鉱物等が見込まれる。
- ただし、暫定的に開始されるパイロットプログラムでは、対象国や対象分野を絞ったかたちで、試行される可能性が大。

法令遵守 (コンプライアンス)用参考資料 取引相手等のチェック

特に留意すべきリスト

- SDNリスト (Specially Designated Nationals and Blocked Persons List)
<https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/specially-designated-nationals-and-blocked-persons-list-sdn-human-readable-lists>
- SSIリスト (Sectoral Sanctions Identifications List) <https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/consolidated-sanctions-list-non-sdn-lists/sectoral-sanctions-identifications-ssi-list>
- NS-MBS リスト (Menu-Based Sanctions List) <https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/consolidated-sanctions-list-non-sdn-lists/non-sdn-menu-based-sanctions-list-ns-mbs-list>
- NS-CMIC リスト (Non-SDN Chinese Military-Industrial Complex Companies List)
<https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/consolidated-sanctions-list/ns-cmic-list>

法令遵守(コンプライアンス)用参考資料 取引相手等のチェック(続き)

特に留意すべきリスト(続き)

- Denied Persons リスト <https://www.bis.doc.gov/index.php/the-denied-persons-list>
- Entity リスト <https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulations-docs/2326-supplement-no-4-to-part-744-entity-list-4/file>
- Unverified リスト <https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulations-docs/2713-supplement-no-6-to-part-744-unverified-list/file>
- Military End User リスト <https://www.ecfr.gov/current/title-15/subtitle-B/chapter-VII/subchapter-C/part-744/appendix-Supplement%20No.%207%20to%20Part%20744>

米政府制裁対象者統合リスト(Consolidated Screening List) <https://www.trade.gov/consolidated-screening-list>

- 統合スクリーニング用サイト <https://www.trade.gov/data-visualization/csl-search>

ご注意:

本資料は情報提供のみを目的として用意されたもので、法的なアドバイスを提供するものではありません。本資料は当方が一般に信頼し得ると判断した各種データや2023年3月21日現在の情報に基づき作成されたもので、その正確性、確実性を保証するものではありません。特に2022年3月21日以降の動きを反映したものではありませんのでご留意願います。本資料のご利用に際しては、ご自身のご判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。本資料に含まれている見解等は伊藤嘉秀個人のものであって、Mayer Brown 法律事務所の見解を示すものではありません。